

地域の課題に対応した財政支援

- 「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択や「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援について、「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、支援の内容及びその採択要件の見直しを行う。

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1. 待機児童対策（※2）

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村

【1.②～⑦の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。

※2 令和7年度当初予算においては、経過措置として従前の採択要件により実施計画を提出する市区町村も対象とする。

※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和11年度末までは経過措置として補助の対象とする。

※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（整備・改修）	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（※5） （1/2→2/3）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件
⑥認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑦幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

※「新子育て安心プラン実施計画」の採択等による就学前教育・保育施設整備交付金、保育所等改修費等支援事業及び保育補助者雇上強化事業の補助単価の嵩上げ、都市部における保育所等に対する賃借料支援事業のうち建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合の補助、保育環境改善等事業のうち環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業）の補助及び子ども・子育て支援整備交付金における放課後児童クラブの整備にかかる国庫補助率の嵩上げは廃止する。

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

令和7年度予算額 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円（245億円）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村 （公立）都道府県・市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 （私立）国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 （公立）国2／3、設置者（市区町村）1／3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策（9.4億円）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和7年度予算額 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数（令和6年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。
- これらの取組により、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

【対象事業】

- （１）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （２）小規模保育改修費等支援事業 （３）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（４）認可化移行改修費等支援事業 （５）家庭的保育改修費等支援事業 （６）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

- （１）新設または定員拡大の場合（１施設当たり）
- | | |
|--------------------|----------|
| 利用（増加）定員19名以下 | 18,540千円 |
| 利用（増加）定員20名以上59名以下 | 33,372千円 |
| 利用（増加）定員60名以上 | 67,981千円 |
- 老朽化対応の場合（１施設当たり） 33,372千円
- （２）１事業所当たり：27,193千円 （３）１施設当たり：27,193千円 （４）１施設当たり：39,553千円
（５）保育所で行う場合（１か所当たり）：27,193千円 保育所以外で行う場合（１か所当たり）：2,966千円
（６）１事業所当たり ①改修費等：4,527千円 ②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

- 【補助割合】（１）～（４） 国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４ （※）国：１／２、市区町村：１／２
（※）国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体１／４ （※）国：２／３、市区町村：１／３
（５） 国：１／２、市区町村：１／２ （※）国：２／３、市区町村：１／３
（６） 国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体１／４ （※）国：２／３、市区町村：１／３

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（１／２→２／３） ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（（２）、（６）に限る）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 **(459億円の内数)**
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

事業の概要

【対象者】 採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士
 ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

《見直し》

- ⇒ 令和6年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（採用された日から起算して6年→5年以内）を行う
- ⇒ 令和7年度から対象となる者について、補助基準上限額（上限額の最大値及び市区町村別の上限値）の見直しを行う

実施主体等

- 【実施主体】 市区町村（※）
 ※保育提供体制の確保のための「実施計画」採択自治体。
- 【補助基準額】 月額75,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定
 ※補助基準上限額及び市区町村別の一人当たりの月額（上限）について見直し
 ※令和7年度から対象となる者について適用。
 ※令和6年度以前から対象となっている者については経過措置あり
 ※一人一回限りの適用（やむを得ない事情により離職した場合を除く）とする要件の見直し
- 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 ※特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体：3/8（国：3/8、事業者：1/4）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地など所有者と保育所、認定こども園を運営する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

事業の概要

【事業内容】

- (1) 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援
土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。
- (2) 整備候補地等の確保支援
地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。
- (3) 地域連携コーディネーターの配置支援
保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

※ ただし、(3)については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る。

【補助基準額】 マッチング事業費	1 自治体当たり	6, 200千円
整備候補地の掘り起こし強化	1 自治体当たり	4, 500千円
コーディネーターの配置経費	1 か所当たり	4, 400千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

保育利用支援事業（入園予約制）

見直し

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数（459億円の内数）
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 1歳児クラスの年度当初からの入所は、0歳児クラスからの進級により定員が埋まってしまうため、育児休業期間を切り上げて0歳児からの保育所等への入所を希望する保護者がいることから、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、1年間の育児休業を取りつつ、職場復帰に向けた保育所入園時期を予め確保することにより、子どもの育ちと保護者の不安を解消する。

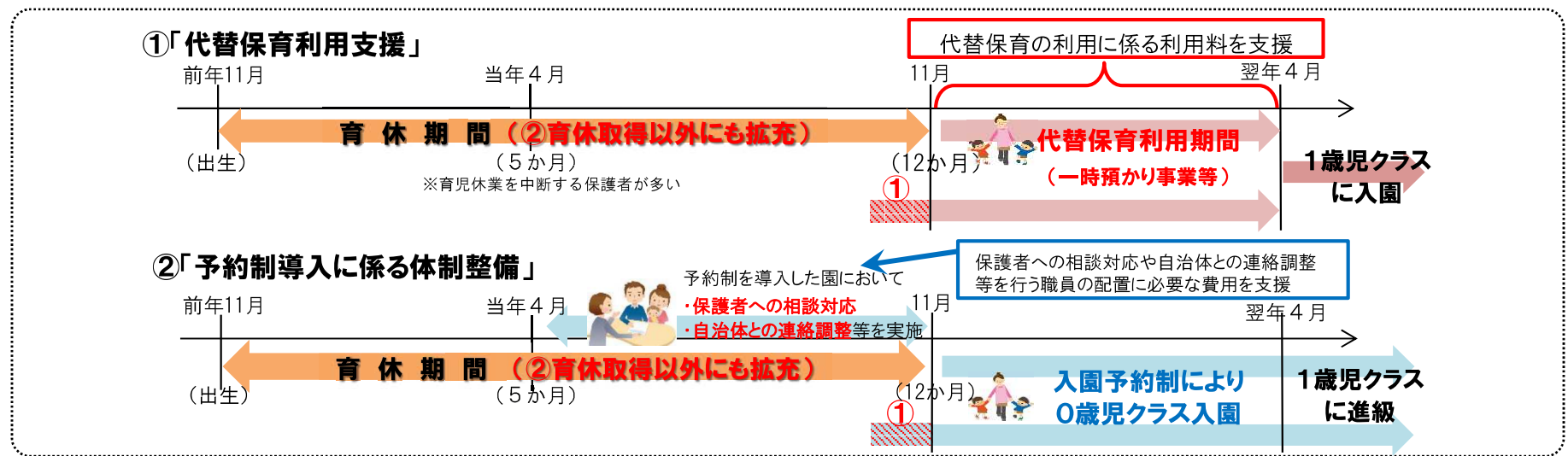
事業の概要

（1）「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

（2）「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもの入園までの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。



実施主体等

【実施主体】市区町村（ただし、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る。）

【補助基準額】①「代替保育利用支援」 子ども1人当たり 20千円（月額）

②「予約制導入に係る体制整備」 施設1か所当たり 2,406千円（年額）

【補助割合】国：1／2、市区町村：1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数（459億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるよう体制整備を行う。

事業の概要

（1）こども送迎センター等事業

市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

（2）代替屋外遊戯場送迎事業

各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

（3）こども送迎センター設置改修事業

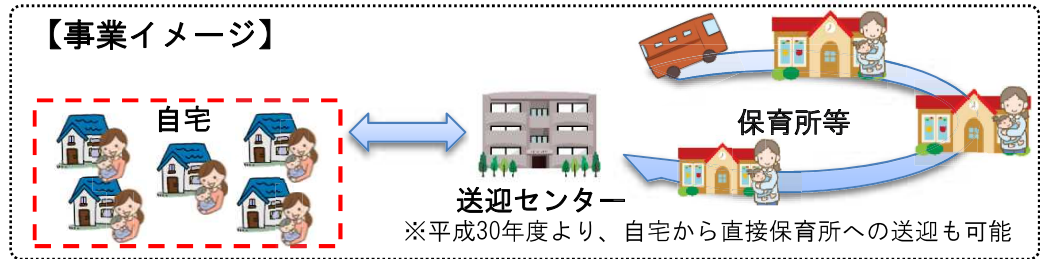
既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

＜見直し内容＞

保育所等の児童の送迎に支障のない範囲で、こども誰でも通園制度の実施施設への児童の送迎を差し支えないこととする。

また、①企業主導型保育事業や新制度に移行している幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）等において単独で実施する場合、②新制度に移行していない幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を要することとする。

【事業イメージ】



実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助割合】国：1／2、市区町村：1／2

【補助基準額】・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算） ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
・事業費（損害賠償保険含む） 10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円） ・バス購入費 15,000千円
・バス借上費 7,500千円 ・改修費 7,270千円

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

事業実績

＜こども送迎センター等事業＞ R2：38自治体（47か所） R3：44自治体（71か所） R4：51自治体（86か所）
＜代替屋外遊技場送迎事業＞ R2：3自治体（5か所） R3：3自治体（4か所） R4：3自治体（4か所）

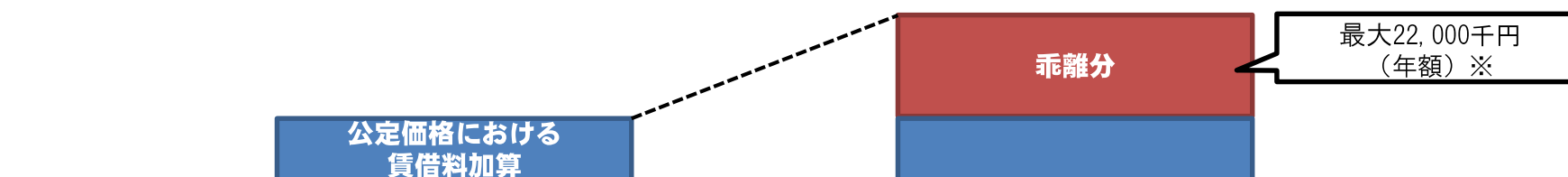
＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の収入額が乖離している都市部の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資するとともに、保育所又は幼保連携型認定こども園の整備に当たり、土地の確保が困難な都市部等での整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

- (1) 賃借料が高い都市部において、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超える保育所等について、賃借料加算との乖離分を補助する。



- (2) 土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

【補助基準額】

- (1) 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市区町村の場合、補助基準額の9/10

* 対象施設は、賃借料加算の「都市部」単価を算定しており、かつ、建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設等に限る

- (2) 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度当初予算 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

①基本型

○利用者支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

○地域連携

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

③こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

④妊婦等包括相談支援事業型 【新規】

○児童福祉法第6条の3に基づく「妊婦等包括相談支援事業」を実施するため、伴走型相談支援を行う。

《職員配置》保健師、助産師の専門職 など

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）は、①基本型③こども家庭センター型で実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 ①～③ 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

④ 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）

【主な補助基準額】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
7,991千円	2,510千円	315千円	3,346千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算額 2,138億円の内数 (2,074億円の内数)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- 一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- 余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- 幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- 幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- 居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※一般型（うち、緊急一時預かり）、幼稚園型Ⅱについては、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

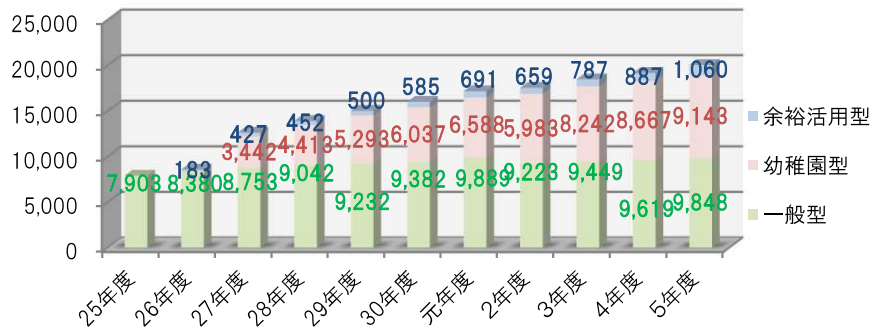
【令和7年度補助基準額】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,473千円（※）～51,272千円

（※）基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

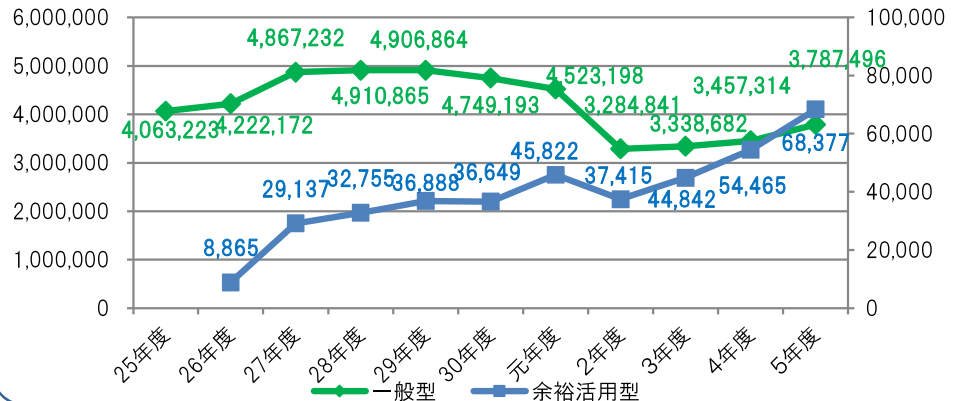
【R7拡充事項】幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う

【実績】

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の概要

【趣 旨】 幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村

要件	2歳児	0歳児・1歳児
(1)実施場所	幼稚園（新制度園及び私学助成園）※認定こども園は対象外	
(2)対象児童	3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）	3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）
(3)施設基準・保育内容	保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡ 保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。	保育室等の面積基準は、保育室：対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室：対象児童1人あたり3.3㎡ 保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
(4)配置職員	0歳：乳児3人につき職員1人 1歳・2歳：幼児6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）	
(5)職員資格	・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む ・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 ※2歳児の場合、配置職員のうちに、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 ※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。	
(6)保育時間・開所日数・開所時間	保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。	
(7)給食	自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の施設は必要。）	
(8)保護者負担	各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。	

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供

【留意事項】

- ・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。
- ・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

令和7年度予算額 18億円（18億円）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

施策の内容

認可化移行運営費支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

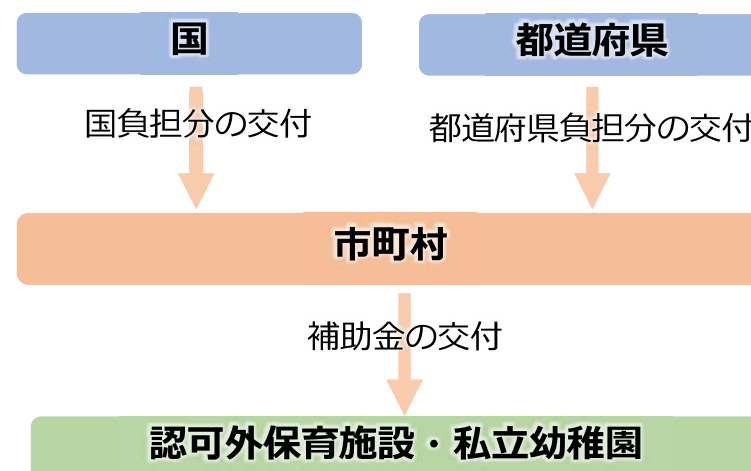
実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

- 指定都市、中核市が実施する場合
国 1/2（指定都市・中核市 1/2）
- その他の市町村が実施する場合
国 1/2（都道府県 1/4・市町村 1/4、指定都市・中核市 1/2）



＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和7年度予算額 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数（令和6年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。
- これらの取組により、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 【対象事業】
（1）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （2）小規模保育改修費等支援事業 （3）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（4）認可化移行改修費等支援事業 （5）家庭的保育改修費等支援事業 （6）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

- （1）新設または定員拡大の場合（1施設当たり）
- | | |
|--------------------|----------|
| 利用（増加）定員19名以下 | 18,540千円 |
| 利用（増加）定員20名以上59名以下 | 33,372千円 |
| 利用（増加）定員60名以上 | 67,981千円 |
- 老朽化対応の場合（1施設当たり） 33,372千円
- （2）1事業所当たり：27,193千円 （3）1施設当たり：27,193千円 （4）1施設当たり：39,553千円
（5）保育所で行う場合（1か所当たり）：27,193千円 保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,966千円
（6）1事業所当たり ①改修費等：4,527千円 ②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

- 【補助割合】（1）～（4） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4 （*）国：1／2、市区町村：1／2
（※）国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3
（5） 国：1／2、市区町村：1／2 （※）国：2／3、市区町村：1／3
（6） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（（2）、（6）に限る）